

<p>改 正 後</p> <p>(法第十七条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第七條の二 法第十七条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める施設は、病院、診療所又は助産所以外の施設であつて、第七條の四各号に掲げる基準(同条第四号口に掲げるものを除く)を満たすものとして、市町村長が適当と認めるものとする。</p> <p>(法第十七条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第七條の三 法第十七条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 産後ケアセンター</p> <p>二 法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター</p> <p>三 地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第十八條第一項に規定する市町村保健センター</p> <p>四 その他市町村長が適当と認める施設</p> <p>(産後ケア事業の実施基準)</p> <p>第七條の四 法第十七条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 産後ケア事業を管理する者を定めること</p> <p>二 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に一名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと</p>	<p>○厚生労働省令第四百四十九号</p> <p>母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十九号)の施行に伴い、並びに母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十七條の二第二項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和二年八月五日</p> <p>母子保健法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>厚生労働大臣 加藤 勝信</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>改 正 前</p>

三 緊急時の対応等を含め、出産後一年を経過しない女子及び乳児の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。

四 次のイ又はロに掲げる事業の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める設備を設置すること。ただし、近隣の場所にある他の施設において共同して使用できる設備がある施設であつて、出産後一年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアを行うに当たり支障がないものである場合には、この限りでない。

イ 法第十七条の二第一号第一号の事業次に掲げる設備

(1) 居室

(2) カウンセリングを行う部屋

(3) 乳児の保育を行う部屋

(4) その他事業の実施に必要な設備

ロ 法第十七条の二第二号第二号の事業

出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、個別的又は集団的に産後ケアを適切に行うために必要な設備

五 産後ケア事業のうち、法第十七条の二

第一号第一号の事業については、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること

ロ 同時におおむね二十人以上の妊産婦を短期間入所させてはならないこと。ただし、他に短期間入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りでない。

附 則

この省令は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十九号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。